


第 250 回 都市懇サロン レポ ー ト	都市懇サロン第 250 回 WEB 講習 「令和 3 年度国土交通省都市局関係予算や流域治水関連法案などについて」		
講 師	講師：国土交通省都市局都市計画課 企画専門官 犬飼 武さん	開 催 日	令和 3 年 5 月 18 日(火) 18 : 00 ~ 20 : 00
講 師 プロフィール	令和 2 年 4 月 国土交通省都市局都市計画課 企画専門官（現在に至る。）		
お話の概要	<p>◇令和 3 年度国土交通省都市局関係予算について(コンパクトシティ、ウォークアブル推進に関する支援制度の紹介ほか R3 年度都市局関係予算内訳など)</p> <p>立地適正化計画に基づく区域内の誘導施設及び公共公益施設の整備等を総合的・集中的に支援するため、R2 年度より新たに都市構造再編集中支援事業(個別支援制度)を創設。コンパクトシティプラスネットワーク(立地適正化計画と地域公共交通網形成計画等の調和)で、効率的で持続可能なまちづくりを目指し、取組を行う市町村等を支援する制度である。現在、全国市町村のうち、都市の規模に関わらず、立地適正化計画の策定に向けた具体的な取組を行っている都市が 581 都市、そのうち 381 都市で作成・公表している。また、防災・減災の観点から立地適正化計画に「防災指針」作成を位置づけ、防災まちづくりの将来像・目標と取組方針の設定や具体的な取組等(災害ハザードエリアからの移転促進、居住エリアの安全性強化、避難場所の確保)を支援し、コンパクトシティの取組における防災の主流化を推進している。ウォークアブルの推進においては、R2 年度「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくり支援制度の創設に伴い、官民連携によるウォークアブル空間の創出に関する取組、オープンスペースの充実、テレワーク拠点整備等の取組に対する支援を行う。</p> <p>◇流域治水関連法について</p> <p>近年の自然災害の激甚化・頻発化(令和元年東日本台風や令和 2 年 7 月豪雨等)に対応すべく、ハード整備の加速化・充実や治水計画の見直しに加え、上流・下流や本川・支川の流域全体を俯瞰し、国、流域自治体、企業・住民等、あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の実効性を高める法的枠組み「流域治水関連法」を整備し、防災・減災対策の更なる強化を行う。</p>		
意見交換の概要	立地適正化計画のなかで居住誘導区域に災害レッドゾーンを含んでいる場合、都市計画法第 34 条第 11 号の条例に基づく区域を明示していない等、適用除外の要件を設けている。防集事業におけるレッドゾーン(移転促進区域)の要件拡充や整備費補助など主に防災・減災の各制度の特徴や支援内容に関する意見交換があった。		
記録者のひとこと	<p>法改正の実施や各種支援制度が充実しており、多くの市町村等が計画の実現に向けて各支援を積極的に活用し、まちづくりを一から見直す機会となり、様々な視点・アイデアにより、各々が特色あるまちづくりを展開していけば良いと思う。</p> <p style="text-align: right;">《都市懇サロン運営部会 委員 高橋晴也》</p>		